利益の処分に関する書類

（平成22年３月19日）

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　当期未処分利益			
当期総利益		262,540,318	262,540,318
Ⅱ　利益処分額			
積立金		44,656,474	
独立行政法人通則法第44条第３項により主務大臣の承認を受けた額			
研究施設等整備積立金	217,883,844	217,883,844	262,540,318

行政サービス実施コスト計算書

（平成20年４月１日～平成21年３月31日）

（単位：円）

項目	金額		
Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
研究業務費	80,250,112,875		
一般管理費	12,321,102,739		
臨時損失	364,138,650	92,935,354,264	
⑵　（控除）自己収入等			
物品受贈収益	△ 1,806,974,359		
知的所有権収益	△ 586,321,300		
研究収益	△ 3,308,685,965		
受託収益	△ 19,845,324,516		
寄付金収益	△ 16,803,413		
財務収益	△ 2,987		
雑益	△ 835,267,703		
臨時利益	△ 81,953,746	△ 26,481,333,989	
業務費用合計			66,454,020,275
Ⅱ　損益外減価償却等相当額			
損益外減価償却相当額	11,888,314,093		
損益外固定資産除売却相当額	552,420,136		12,440,734,229
Ⅲ　損益外減損損失相当額			—
Ⅳ　引当外賞与見積額			△ 421,430,813
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			959,728,637
Ⅵ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	264,122,110		
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	3,990,581,953		4,254,704,063
Ⅶ　（控除）法人税等及び国庫納付額			—
Ⅷ　行政サービス実施コスト			83,687,756,391

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

研究における達成度や進捗度について客観的な基準を設けることが困難であるため、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが難しく、費用進行基準を採用する必要があると判断しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～50年
構築物	10～50年
機械及び装置	20～30年
車両運搬具	２～６年
工具器具備品	２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、産業財産権については、８年で償却しております。

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

自己収入により賞与の支払財源を措置する場合には、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

運営費交付金により賞与の財源措置がなされる場合には、引当金を計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。

⑶　退職給付引当金

自己収入により退職給付を措置する場合には、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度において全額費用処理することとしております。

運営費交付金により退職給付の財源措置がなされる場合には、引当金を計上しておりません。